

○ 特定認定に係る金融機関等が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件（平成二十六年金融庁告示第 号）

改 正 案	現 行（未 公 布）
（削る） （削る） 二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第四号の二。中の貸借対照表の土地勘定及び建物勘定に計上されるもの（国内に所在するものに限る。）	二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号中の貸借対照表の買入手形勘定に計上されるもの 三 銀行法施行規則別紙様式第四号中の貸借対照表の割引手形勘定に計上されるもの 四 銀行法施行規則別紙様式第四号中の貸借対照表の土地建物動産勘定に計上されるもの